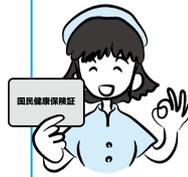


現在交付されている保険証の有効期限は**7月31日(火)まで**です。新しい保険証は、7月中旬に「簡易書留」で送付します。



保険証の有効期限にご注意ください

国民健康保険証の有効期限は、基本的に**8月1日から翌年の7月31日**までとなっています。ただし、次に該当される方は有効期限が異なりますので、ご了承ください。

- ▽75歳になる方
 - ▽70歳になる方
 - ▽退職者医療被保険者の本人または被扶養者が65歳になる方
- 詳しくは、戸籍保険課へお問い合わせください。

医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合は、後日申請により高額療養費として払い戻されますが、受診時に「**限度額適用認定証**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を医療機関に提示することにより、自己負担限度額までの窓口負担ですみます。

※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、あらかじめ戸籍保険課の窓口へ申請して交付を受けてください(保険証と印かん、世帯主と認定証の発行を希望する方の個人番号の分かる書類、身分証明書を持参してください)。

※現在交付されている認定証の有効期限は7月31日(火)までです。引き続き認定証が必要な方は、戸籍保険窓口で申請してください。

※70歳から74歳の高齢世帯について、課税所得690万円以上および一般の方は申請の必要があります。

※国保税を滞納していると、認定証の交付を受けられません。

70歳から74歳の高齢世帯に係る自己負担限度額

所得区分	外来 (個人単位)	自己負担限度額 (世帯単位)
課税所得 690万円以上	25万2,600円+(総医療費-84万2,000円)×1% 【4回目以降14万100円】	
課税所得 380万円以上	16万7,400円+(総医療費-55万8,000円)×1% 【4回目以降9万3,000円】	
課税所得 145万円以上	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1% 【4回目以降4万4,400円】	
一般	1万8,000円 (年間上限14万4,000円)	5万7,600円 【4回目以降4万4,400円】
低所得Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ		1万5,000円

※課税所得145万円以上の場合でも、世帯収入の合計金額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や総所得金額等から33万円を控除した金額の合計額が210万円以下の場合は、申請により一般となります。

※【 】の金額は、過去12か月以内に4回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限が下がります。

70歳未満を含む世帯に係る自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
所得901万円超	25万2,600円+ (総医療費-84万2,000円)×1% 【4回目以降14万100円】
所得600万円以上 901万円以下	16万7,400円+ (総医療費-55万8,000円)×1% 【4回目以降9万3,000円】
所得210万円超え 600万円以下	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1% 【4回目以降4万4,400円】
所得210万円以下	5万7,600円 【4回目以降4万4,400円】
住民税非課税世帯	3万5,400円 【4回目以降2万4,600円】

※所得区分は、総所得金額等から33万円を控除した金額になります。

※【 】の金額は、過去12か月以内に4回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限が下がります。

性同一性障害を有する方の被保険者証の氏名表記

性同一性障害を有する方で被保険者証に通称名の記載を希望する方は、必要書類を添えて申出書を提出することにより、本町がやむを得ないと判断した場合に通称名の記載をすることが可能となりました。

必要なもの

▽医師の診断書等の性同一性障害を有することを確認できる書類

▽通称名が社会生活上日常的に用いられていることを確認できる書類

▽申請者の印かん

▽本人確認書類

▽保険証

※被保険者証の氏名欄は戸籍上の氏名を記載し、その上に「通称名は〇〇」と記載します。

納税相談をおこないます

国民健康保険税の納付についてお困りの方に対し、納税相談をおこないます。お手元に納税通知書が届きましたら、戸籍保険課へお越しください。また、平日役場へお越しただくことのできない方のために、下記の日程で休日納税相談をおこないますのでご利用ください。

国民健康保険税

休日納税相談

日時 7月29日(日)

午前8時30分から午後0時30分

場所 戸籍保険課



医療費を大切にするために心がけましょう

- 「かかりつけ医」「かかりつけ薬局」をもちましょう。
- 「はしご受診」や「重複受診」はやめましょう。
- 時間外受診は避けましょう。
- 治療は途中でやめないようにしましょう。
- 領収書・明細書は保管しておきましょう。
- 定期健診を受け、日頃から健康管理に努めましょう。



母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちの方へ

医療費受給者証の有効期限は、7月31日(火)までです。対象の方には7月上旬に通知しますので、期日までに手続きをしてください。

なお、母子・父子家庭医療費受給者証については、所得制限がありません。

所得制限

▽扶養0人	192万円以上
▽扶養1人	230万円以上
▽扶養2人	268万円以上
▽扶養3人	306万円以上
▽扶養4人	344万円以上

問合せ先 戸籍保険課

☎ 95-11116



平成30年度 後期高齢者医療保険料が決定しました

7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納付通知書」を送付します

問合せ先 戸籍保険課 ☎95-11116

▽原則、特別徴収（年金からの差し引き）となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の額が年間18万円未満の方、もしくは介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える場合等は、特別徴収になりません。

なお、手続きの都合上、後期高齢者医療の被保険者になつてすぐには特別徴収にはなりませんので、最初は普通徴収（納付書等での個別納付）、途中から特別徴収となります。

▽特別徴収にならない方については、普通徴収となります。便利な口座振替も利用できますので、戸籍保険課窓口または町税等取扱金融機関へお申し込みください。普通徴収の納期は、7月から翌年2月までの各月です。

保険料の計算方法

保険料は、一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、一人あたりの上限額は年額62万円です。

$$\text{保険料額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

4万5,379円 + (総所得金額等 - 33万円) × 8.76%

※後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率が見直されます。平成30・31年度の保険料率は、1人当たりの医療給付費の減少等により、平成28・29年度と比較して減少しています。
(参考)平成28・29年度保険料率: 所得割率 9.54% 均等割額 4万6,984円

均等割額の軽減について

4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額等の合計額により均等割額が軽減されます。ただし、年金所得については、通常の年金所得から特例としてさらに15万円を控除します。

9割軽減 (4万842円軽減) ● 所得金額の合計が33万円以下
● 被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他の所得がない）

8.5割軽減 (3万8,573円軽減) ● 所得金額の合計が33万円以下
● 9割軽減にあてはまらない

5割軽減 (2万2,690円軽減) ● 所得金額の合計が33万円を超え、33万円 + (27万5,000円 × 世帯の被保険者数) 以下

2割軽減 (9,076円軽減) ● 所得金額の合計が33万円を超え、33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数) 以下

所得割額の軽減

平成30年度から制度の見直しにより、所得割額の軽減制度は廃止されます。

旧被扶養者の軽減

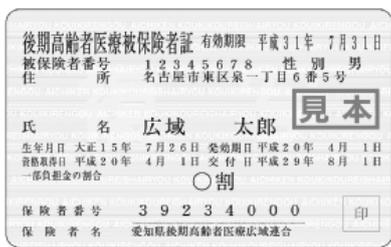
後期高齢者医療の被保険者になる前日に、会社の健康保険や共済組合等の被扶養者（国民健康保険および国民健康保険組合加入者を除く）だった方は、保険料の均等割額が平成29年度は、7割軽減されていました。平成30年度は5割軽減になります。所得割は引き続き課せられません。

後期高齢者医療制度の 保険証を更新します

現在交付されている保険証の有効期限は7月31日(火)までです。新しい保険証は、7月中旬から下旬にかけて簡易書留で送付します。

8月1日(水)以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、申請が必要です。印かんと写真付きの身分証明書をお持ちの上、戸籍保険課で申請してください(すでに「送付先変更申請書」を提出されている場合は、改めて申請する必要はありません)。なお、送付先を住民登録地へ戻す場合にも申請が必要です。



▲後期高齢者医療被保険者証 (若草色)

協定保養所利用助成

被保険者の皆さんの健康保持増進を目的に、次の協定保養所に宿泊した場合、1泊につき1000円が助成されます。ご利用される方は、協定保養所へ後期高齢者医療の被保険者であることを伝えて直接お申し込みください。宿泊当日は、窓口で「保険証」を提示してください。

場所	協定保養所名	電話番号
豊田市	豊田市 百年草	0565-62-0100
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
江南市	すいとぴあ江南	0587-53-5555

※すいとぴあ江南の助成開始は6月1日からです。
※年度ごとに最大4泊まで助成されます。

児童・生徒の県外自然体験学習事業

遠野物語の舞台である岩手県遠野市での 里山の暮らしを体験してみませんか？

平成23年6月に大口町社会福祉協議会が遠野市に「大口絆つなぐネット」を設置し、多くの大口町民が1か月間にわたり東日本大震災復興支援活動に協力しました。その際に宿泊先としてお世話になったご縁をきっかけに、遠野市綾織町の方々との交流が続いています。

永遠の日本のふるさと遠野市の里山の暮らしを経験していただく機会となりますのでぜひご参加ください。

日時 8月27日(月)から29日(水)

行き先 岩手県遠野市内、東日本大震災の被災地
※岩手県へは飛行機で移動します

内容 農家で宿泊する農村体験、東日本大震災復興支援活動

対象 小学5年生から中学3年生まで

参加費 15,000円(農村民泊代金)

募集人数 10名(先着順)

募集期間 7月2日(月)から14日(土)まで

申込みおよび問合せ先

大口町社会福祉協議会(ほほえみプラザ2階)
☎ 94-0060

主催

大口町社会福祉協議会登録団体 絆つなぐネット

後援

社会福祉法人 大口町社会福祉協議会
大口町NPO登録団体 絆11